

議案第 1 7 1 号

さいたま市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市公告式条例の一部を改正する条例

さいたま市公告式条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例の公布） 第 2 条 〔略〕 2 条例の公布は、<u>市のホームページに設置した掲示場に掲示すること（公布する事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることをいう。）により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、別表の掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。</u> （規程の公表） 第 4 条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入しなければならない。</u> 2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程の公表につ	（条例の公布） 第 2 条 〔略〕 2 条例の公布は、<u>別表の</u>掲示場に掲示することにより行うものとする。 （規程の公表） 第 4 条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を<u>記入して、市長印を押さなければならない。</u> 2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程の公表につ

いて準用する。<u>この場合において、同条第2項ただし書の規定を準用して公表を行うときは、市長印を押さなければならない。</u> (その他の規則及び規程の公表) 第5条 [略] 2 前条の規定は、市の機関の定める規程（別に定めのあるものを除く。以下同じ。）で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、<u>同条第2項中「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u>	いて準用する。 (その他の規則及び規程の公表) 第5条 [略] 2 前条の規定は、市の機関の定める規程（別に定めのあるものを除く。以下同じ。）で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (さいたま市監査委員条例の一部改正)
- 2 さいたま市監査委員条例（平成13年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表) 第11条 監査に関する公表は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）<u>第2条第2項の例により行う。</u>	(公表) 第11条 監査に関する公表は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）<u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。</u>

(さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 3 さいたま市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例による方法</u> (2) 〔略〕	(公表の方法) 第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。 (1) <u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法</u> (2) 〔略〕

（さいたま市財政状況の公表に関する条例の一部改正）

- 4 さいたま市財政状況の公表に関する条例（平成13年さいたま市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公表の方法) 第4条 財政状況の公表は、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）第2条第2項の例により行うものとする。</u> 2 〔略〕	(公表の方法) 第4条 財政状況の公表は、<u>さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号）に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。</u> 2 〔略〕

（さいたま市市税条例の一部改正）

- 5 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公示送達) 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>別表</u> に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	(公示送達) 第7条 法第20条の2の規定による公示送達は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項</u> に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（さいたま市屋外広告物条例の一部改正）

6 さいたま市屋外広告物条例（平成14年さいたま市条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法) 第21条の2 法第8条第2項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項の例により</u> 行うものとする。	(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法) 第21条の2 法第8条第2項の規定による公示は、さいたま市公告式条例（平成13年さいたま市条例第3号） <u>第2条第2項に規定する掲示場に掲示して</u> 行うものとする。

（さいたま市都市公園条例の一部改正）

7 さいたま市都市公園条例（平成13年さいたま市条例第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第 1 2 条 法第 2 7 条第 5 項の規定による公示は、 さいたま市公告式条例（平成 1 3 年さいたま市条 例第 3 号） <u>第 2 条第 2 項の例により</u> 行うものとする。	(工作物等を保管した場合の公示の方法) 第 1 2 条 法第 2 7 条第 5 項の規定による公示は、 さいたま市公告式条例（平成 1 3 年さいたま市条 例第 3 号） <u>第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示 して</u> 行うものとする。